

# 違反対象物の公表制度

施行日 平成31年4月1日

## 違反対象物の公表制度とは？

建物を利用しようとする市民が、その建物の危険性に関する情報を入手し建物の利用の判断ができるよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

### ●公表の対象となる建物

飲食店・百貨店・ホテル等の不特定多数の方が利用される建物や病院・特別養護老人ホーム等の避難が困難な方が利用する建物です。

飲食店・物品販売



宿泊施設



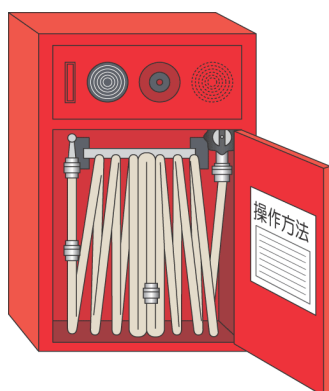
病院・福祉施設



### ●公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。

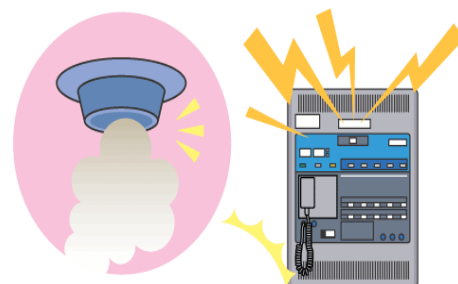
屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



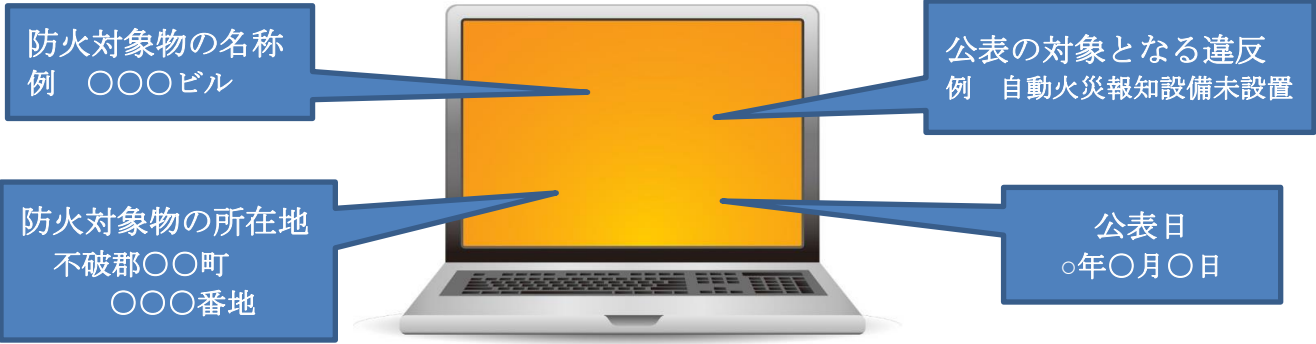
自動火災報知設備



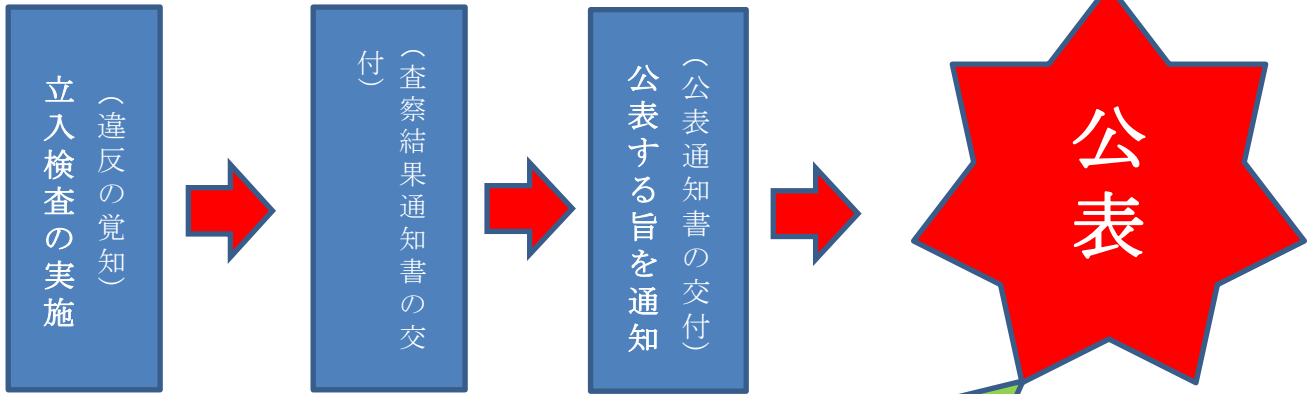
# 違反対象物の公表制度

## ●公表する内容

### 不破消防組合ホームページ



## ●公表までの流れ



査察結果通知書の交付から14日を経過しても、なお公表の対象となる違反が改善されない場合。

## 建物関係者の方々へ

あなたが所有（管理、占有）する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前に最寄りの消防署までご相談下さい。

- ・飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- ・増築、改築、隣接建物との接続工事
- ・看板等の設置により、窓や出入口をふさいでしまう場合



【お問い合わせ先】 不破消防組合東消防署 予防係 23-3996  
西消防署 予防係 43-0119